

## 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転**特別教育**

小型車両系建設機械（**機体質量が3t未満**）のうち、整地・運搬・積込み用及び掘削用の**特別教育**です。  
具体的には、次のような機種となります。

- ・整地・運搬・積込み用及び掘削用（ブルドーザー、トラクターショベルなど）
- ・掘削用機械（ドラグショベルなど）

※機体質量3トン以上の車両系建設機械（整地等）の運転業務には、技能講習を修了した者でなければ業務に就かせてはならないと定められています。

### コース別講習時間

種別	科目	時間
学科	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3時間
	作業に関する装置の構造、取扱い及び作業の方法に関する知識	2時間
	運転に必要な一般的事項に関する知識	1時間
	関係法令	1時間
実技	走行の操作	4時間
	作業のための装置の操作	2時間
合計		13時間

- 1、定員は各区分20名です。
- 2、事情を問わず講習開始時刻に遅刻した時は受講を認めません。払い込み済み受講料の返金もありません。
- 3、台風などの天候不良等の場合は日程変更で対応致します。
- 4、開講にあたって最低人数が設定されています。少人数の場合は次の日程に変更して頂く場合があります。
- 5、学科講習は表面記載の所在地ですが実技講習は別の場所になります。学科講習後に改めて案内いたします。

**受講料 20,900円**